BConnection デジタルトレードアプリケーション利用規約

第1章 総則

第1条 規約の制定目的

当社は契約者に BConnection デジタルトレードアプリケーション(以下「本サービス」といいます。) を提供するための条件として、BConnection デジタルトレードアプリケーションに関する利用規約を定めます。

第2条 本規約の変更

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上(https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html)への掲載その他の適切な方法により周知します。

第3条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1) 「Tradeshift」とは、Tradeshift Holdings Inc.及びその子会社(以下、「Tradeshift Inc」といいます。)の提供する電子取引(EDI)サービスをいいます。
- (2) 「本サービス」とは、Tradeshift に請求書データを一括で入力する機能、Tradeshift の請求書データを一括で出力する機能、Tradeshift の請求書データに対して仕訳情報を付与する機能、Tradeshift の利用に関する契約者からの問い合わせに対応する機能等をいいます。
- (3) 契約者は、本サービスの利用にあたり、Tradeshift Inc の提供するサービス規約及び関連規約(以下、「Tradeshift 規約」といいます。)に同意し、Tradeshift Inc から Tradeshift の提供を受ける必要があります。Tradeshift 規約は、Tradeshift Inc により、Tradeshift Inc のウェブサイトに掲示されます。なお、Tradeshift 規約は Tradeshift Inc により、適宜変更されるものとします。
- (4) 「顧客データ」とは、Tradeshift 規約に定める「顧客データ」を指し、Tradeshift Inc が Tradeshift 規約に基づき保存する契約者のデータ(Tradeshift Inc にて付与したテナント及びユーザーに関する情報を含みますがこれらに限られません)をいいます。

第2章 契約

第4条 申込みと承諾

当社は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むことにより、本サービスを使用する権利を、契約者に与えます。契約者は、当社のいかなる商標、商号もしくはサービス・マークに関する権利を付与されたものではありません。

- 2 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。
- **3** 契約者は、本サービスの申込みにあたり、当社の指示に基づき、必要な情報を適宜提供するものとします。
- 4 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。
- (1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき。
- (2) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (3) 申込書に虚偽の記載がなされたとき。
- (4) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みに係る内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき。
- (5) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき。
- **5** 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとします。
- 6 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第5条 契約者の地位の承継

法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

第6条 契約上の地位の譲渡

契約者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第7条 契約者が行う本契約の解約

契約者は本契約を解約しようとするときは、当社の指定する手段で解約の通知をしていただきます。

第8条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約する ことがあります。

(1) 第 10 条の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる

事実を解消しないとき。

- (2) 契約者が第4条に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (4) 第19条第1項に該当し又は該当するおそれがあると当社が判断したとき。
- (5) 契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき。
- **2** 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約 を解約することがあります。
- (1) 緊急又はやむを得ない場合。
- (2) 契約者又はその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者(以下、総じて「反社会的勢力」といいます。)に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
- (3) 民事再生手続きの開始、会社更生手続の開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続の開始若しくは破産申し立てをしたとき。
- (4) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき。
- (5) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。
- (6) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

第3章 利用中止等

第9条 利用中止

当社は次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。
- (2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
- (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき。
- (5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。
- (6) Tradeshift に起因して本サービスを提供することが困難となったとき。
- **2** 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

第10条 利用停止

当社は契約者が本規約の規定に反する行為を行ったときは、本サービスの利用を停止することがあります。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止

をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合は、この限りではありません。

第4章 料金等

第11条 料金

本サービスの料金は、無料とします。

第5章 データの取扱い

第12条 データに関する責任

第 16 条の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ(以下「保存データ」といいます。)、本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ(コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。)、および顧客データが滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

- **2** 前項の規定は、当社の故意若しくは重過失によるものである場合、又は顧客データが個人情報に該当する場合は適用しないものとします。
- **3** 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害 についても責任を負わないものとします。

第13条 データの確認・複製

当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営、使用状況の計測・分析及び新機能開発のため、保存データを確認、複写又は複製することがあります。

- 2 当社は、前項の用途以外で保存データにアクセス又は利用しないものとします。
- **3** 契約者は、当社が、顧客データを確認、複写又は複製することを許諾します。当社は、当社の指定するタイミングで、顧客データを保存します。

第14条 データの削除

当社は、第 18 条による本サービスの廃止のほか、当社は第 7 条又は第 8 条の契約の解約があったとき、又は期間の満了により本契約が終了したときは、保存データ(顧客データを除く)を削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害についての責任を負わないものとします。

2 当社は、本サービスの廃止、契約の解約又は終了後においても、保存データのうち顧客データを

新機能開発のため利用します。この場合、顧客データに含まれる個人情報は第 23 条に定める範囲で引き続き利用いたします。

第15条 データのバックアップ

契約者は、自らの責任で保存データ及び生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法およびその結果について責任も負わないものとします。

- 2 当社は、当社と契約者の間で別途保存データ及び生成等データのバックアップにかかる契約がある場合に限り、保存データ及び生成等データのバックアップを行います。この場合、保存データ及び 生成等データのバックアップ等にかかる損害について、当社は当該契約に定められた範囲で責任を負います。
- **3** 契約者は、本サービスに係る契約が終了等するときには、保存データ及び生成等データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。
- 4 当社は消去された保存データ及び生成等データは修復しません。

第6章 損害賠償等

第16条 責任の制限

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前項の規定は適用しない ものとします。

第7章 雑則

第17条 免責

当社は契約者に対し、以下を保証するものではありません。

- (1) 本サービスが他人の権利を侵害しないこと。
- (2) 本サービスが契約者の期待通りの性能・品質・効用を有すること、その動作が中断されないこと及びその作動に誤りがないこと。
- 2 当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備

の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他 の原因を問わず、責任も負わないものとします。

- 3 当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造又は変更(以下、この条において「改造等」といいます。)を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- 4 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責 又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の 定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は 免責されます。

第18条 本サービスの廃止

当社は本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

- **2** 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部 に係る契約は終了するものとします。
- **3** 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、 責任を負わないものとします。
- 4 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

第19条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。
- (2) Tradeshift 規約の定めに反する行為を行わないこと。
- (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと。
- (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
- (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
- (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと。
- (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
- (8) 利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること。
- (9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- (10) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと。
- **2** 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について

第20条 契約者に対する通知

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。 (1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

- (2) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又は FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時又は契約者の FAX 番号宛に FAX を送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

第21条 当社の知的財産権

本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品(本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。)に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。

- 2 当社は、本規約等において許諾等することを定めている権利を除き、契約者に対して、いかなる 知的財産権その他の権利も許諾または譲渡するものではなく、契約者はこれに承諾するものとします。
- **3** 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。
- (5) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (6) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
- (7) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
- (8) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除または変更しないこと。
- 4 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第22条 日本国外における利用

契約者が本サービスを日本国外にて利用する場合、それにより生じる責任は契約者にて負うものとします。

2 契約者が本サービスを日本国外にて利用した場合、追加の料金が発生することがあります。契約

者は当該料金の支払いに応じるものとします。

第23条 個人情報の取扱い

当社は本規約に基づき、当社が取得する個人情報の取扱いについては、次に掲げる目的及び当社が定める「プライバシーポリシー」(https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html) によります。

- (1) 本サービスへの契約者(その契約者に属する個人を含みます。以下、本条において同じとします。) の情報登録及び認証の目的
- 2 当社は、次に掲げる個人情報その他当社のプライバシーポリシーに掲げる個人情報を前項に定める目的のために利用します。
 - (1) ドコモビジネス d アカウント
- 3 本条と、当社のプライバシーポリシーが矛盾又は抵触する場合には、本条の定めが優先するものとします。

第24条 第三者への委託

契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部又は一部を当社の指定 する第三者に委託することを了承するものとします。

2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、第16条に定める範囲で責任を負うものとします。

第25条 管轄裁判所

契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意 管轄裁判所とします。

第26条 分離可能性

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

第27条 準拠法

本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。

附 則(令和3年10月13日 APS2サ第00836654号) (実施期日)

この規定は、令和3年10月18日から実施します。

附 則(令和4年1月20日 APS2 サ第00871211号) (実施期日)

この改正規定は、令和4年1月24日から実施します。

附 則(令和4年3月3日 APS2 サ第00887940号) (実施期日)

この改正規定は、令和4年3月8日から実施します。